主 文

原決定を取り消す。

本件公訴を棄却する。

理 由

本件異議申立の理由は、別紙書面記載のとおりである。

よつて、調査すると、被告人Aが昭和四八年二月一四日死亡したことは、被告人に対する同年二月二六日埼玉県草加市長B認証の戸籍抄本の記載によつて明らかであるから、刑訴法四一四条、四〇四条、三三九条一項四号により被告人に対する本件公訴を棄却することとし、同四一四条、三八六条二項、三八五条二項、四二八条二項三項、四二六条二項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四八年三月三〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	天	野	武	_
裁判官	関	根	\ J \	郷
裁判官	坂	本	吉	勝
裁判官	江里	. 🗆	清	左 住